# 野生鳥獣防護柵設置事業補助金交付手順

#### 申請者

## 大田原市

## ①申請



#### ① 申請

補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。 (添付書類)

- ・見積書 (写し可)
- ・位置図(事業実施箇所の分かるもの)

#### ②決定



## ② 決定

市長が適正な事業と認めたものは、補助金交付決定通知書により、交付決定額・交付条件等を通知します。

#### ③事業着手

## ③ 事業着手

決定通知を受理後、申請どおりの資材等を購入し、防 護柵を設置します。

## 4完了報告



#### ④ 完了報告

事業を完了したら速やかに完了報告書(様式第3号) を提出してください。

(添付書類)

- ・領収書 (写し)
- 写真

## 5検査

## ⑤ 検査

申請どおりの事業が行われたかを担当職員が現地検査いたします。

#### 6確定



#### ⑥ 確定

検査の結果、市長が適正な事業が行われたと認めたと きは、補助金交付額の確定通知書により、補助金の額 を確定したことを通知します。

## 7請求



## ⑦ 請求

確定通知を受理後、補助金交付請求書(様式第5号)を提出してください。

(添付書類)

・補助金交付額の確定通知書の写し

## **⑧交付** (8)

## ⑧ 交付

補助金を指定の口座に振り込みます。

〒324-8641 大田原市本町1-4-1 大田原市産業振興部農林整備課農村環境対策係 TEL: 0287-23-8813 FAX: 0287-23-8782